

土地利用と景観形成の方針



◎土地利用や景観形成の具体的な取組は、
市民のみなさまのご意見をいただきながら進めます

土地利用の方針 (非線引き区域：市街化区域と市街化調整区域の別を定めていない区域)

- ：まちなぎわいを保つため、商業・業務等の都市機能と居住機能を整える区域
- ：公共施設や大規模住宅団地を核に、主に住宅・店舗等を誘導する区域
- ：集落の活力を維持するため、住環境の利便性と快適性を増進する区域
- ：自然環境保全や農業振興を図る区域

土地利用の方針 (線引き区域：市街化区域と市街化調整区域の別を定めている区域)

- ：市街化区域
(すでに市街地になっている場所や計画的に市街地にしていく区域)
- ：市街化調整区域
(道路や緑地の整備などの一定条件のもと土地利用を検討する区域)

景観形成 ※屋外広告物条例を所管する県又は沿道の各市が地域景観の特性に応じ、必要な取り組みを定めます。

- A：まちづくりと調和した景観
- B：沿線の集落や田園の風景と山並みなどの遠景が調和した景観
- C：山間部や丘陵部の自然と調和した景観

- A：まちづくりと調和した景観
又は
- B：沿線の集落や田園の風景と山並みなどの遠景が調和した景観